

令和2年2月14日

各 位

会社名 昭和飛行機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田沼 千明
(コード番号 7404 東証第二部)
問 合 せ 先 経営企画部長 太田 剛
電 話 番 号 (TEL 042-541-2103)

**ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等
に対する公開買付けの経過に関するお知らせ**

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）が本日公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ』の訂正及び『公開買付開始公告』の訂正に関するお知らせ」によれば、公開買付者は、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2020年2月10日付で提出した公開買付届出書に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2020年2月14日付で関東財務局長に提出したとのことです。なお、当該訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではないとのことです。

具体的には、公開買付者は、当社が令和2年2月7日付で公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨並びに「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」（以下「令和2年2月7日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、2020年2月7日時点で、クリアランス取得（令和2年2月7日付プレスリリースにおいて定義されます。以下同じとします。）以外の本公開買付開始条件（令和2年2月7日付プレスリリースにおいて定義されます。以下同じとします。）が充足されていることが確認され、クリアランス取得については充足していなかった（公開買付者は2020年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2020年1月23日に、当社の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定していたとのことです。）ものの、公開買付者が自らの判断において、当該条件を放棄し、本公開買付けを予定どおり令和2年2月10日から開始することにしたとのことでしたが、その後、公開買付者は、経済産業省からの指示を受け、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されたとのことです。

なお、当社は、本日現在においても、本公開買付けに関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の当社意見（なお、当該意見の詳細については、令和2年1月23日付「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び令和2年2月7日付プレスリリースをご参照ください。）を変更しておらず、当該当社意見は維持されておりますので、改めてお知らせいたします。

以 上

添付資料：公開買付者が本日公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ』の訂正及び『公開買付開始公告』の訂正に関するお知らせ」

各位

団体名 BCPE Planet Cayman, L.P.
BCPE Planet GP, LLC (ジェネラルパートナー)
代表者名 Bain Capital Investors, LLC (上記メンバー)
Managing Director John Connaughton

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ」の訂正及び「公開買付開始公告」の訂正に関するお知らせ

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (以下「公開買付者」といいます。)は、昭和飛行機工業株式会社(コード番号:7404、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部(以下「東京証券取引所市場第二部」といいます。)上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、2020年2月10日付で提出いたしました公開買付届出書に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2020年2月14日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2020年1月23日付で公表いたしました「昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ」(2020年2月7日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けの実施及び『昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」(以下「2020年2月7日付プレスリリース」といいます。))による訂正を含みます。以下「本プレスリリース」といいます。)並びに2020年2月10日付で提出いたしました公開買付開始公告の内容につき、下記のとおり訂正いたしますので、併せてお知らせいたします。

本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではございません。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 本プレスリリースの訂正の内容

【訂正前】

2. 買付け等の概要

<中略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

<中略>

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付者は、2019年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行

を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

【訂正後】

2. 買付け等の概要

<中略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

<中略>

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実¹に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付者は、2019年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮されなかった場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出のうえ、公開買付期間を延長することを検討しております。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直

接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

II. 2020年2月7日付プレスリリースの訂正の内容

【訂正前】

1. 昭和飛行機工業株式会社普通株式に対する公開買付けの実施について

<中略>

本日現在、⑤クリアランス取得以外の本公開買付開始条件が充足されていることが確認され、⑤クリアランス取得については充足していない（公開買付者は2020年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。）ものの、公開買付者が自らの判断において、当該条件を放棄し、本公開買付けを予定どおり、2020年2月10日から開始することにいたしましたのでお知らせいたします。

<後略>

【訂正前】

1. 昭和飛行機工業株式会社普通株式に対する公開買付けの実施について

<中略>

本日現在、⑤クリアランス取得以外の本公開買付開始条件が充足されていることが確認され、⑤クリアランス取得については充足していない（公開買付者は2020年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。）ものの、公開買付者が自らの判断において、当該条件を放棄し、本公開買付けを予定どおり、2020年2月10日から開始することにいたしましたのでお知らせいたします。

<後略>

III. 2020年2月10日付で提出した「公開買付開始公告」の訂正の内容

【訂正前】

1. 本公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

また、公開買付者が2020年2月7日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けの実施及び『昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、同日現在、⑤クリアランス取得以外の本公開買付け開始条件が充足されていることが確認され、⑤クリアランス取得については充足していない（公開買付者は2020年12月27日付で、外為法（以下に定義します。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付け期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。）ものの、公開買付者が自らの判断において、当該条件を放棄し、公開買付者は、2020年2月7日付で、本公開買付けを予定どおり本公告日から開始することにいたしました。

<中略>

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

<中略>

(ii) 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2019年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付け期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付け期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

【訂正後】

1. 本公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

また、公開買付者が2020年2月7日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード

7404) に対する公開買付けの実施及び『昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード 7404) に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ』に記載のとおり、同日現在、⑤クリアランス取得以外の本公開買付開始条件が充足されていることが確認され、⑤クリアランス取得については充足していない(公開買付者は2020年12月27日付で、外為法(以下に定義します。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されましたが、当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。)ものの、公開買付者が自らの判断において、当該条件を放棄し、公開買付者は、2020年2月7日付で、本公開買付けを予定どおり本公告日から開始することにいたしました。

<中略>

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

<中略>

(ii) 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2019年12月27日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2020年1月23日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2020年1月24日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2020年2月13日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮されなかった場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出のうえ、公開買付期間を延長することを検討しております。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、上記の待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

以上